

# 島根県竹島報告書に異議あり

内 藤 正 中

はじめに

一〇〇六年二月発行の『フォトしまね』161号の竹島特集は、島根県が設置した竹島問題研究会の中間報告ということで、五回にわたって研究会で検討された論点を整理するかたちで発表された。

島根県は、外務省が主張する「竹島日本固有領土論」にもとづいて、一年前の定例県議会で「竹島の日」を県の条例で定めた。しかし、いうところの固有領土論については、すでに各方面から疑問が出されている。

したがって、島根県の竹島問題研究会としては、固有領土論に内在する諸問題を解明することを最優先の課題にすべきであった。しかし研究会では、それをしないで、もっぱら韓国側の見解を中心にして報告書をまとめたようである。だから

ら、県がいう固有領土論の是非を知りたい県民にとっては、折角の期待を裏切ることになってしまった。

それというのも、報告書は、昨年七月から十一月にかけて山陰中央新報紙上で連載していた下條座長の「発信竹島」をかいつまんまとめる内容でつくられている。座長として原案を提出したとしても、研究会で果してどれほど時間をかけて審議したかどうかは疑問である。

私も十二月の研究会に出席して意見を述べる機会があった。そこで申し上げたことは、島根県と竹島・北方領土返還要求運動県民会議が作成したパンフレットに記載してある「竹島年表」を例にして、記載内容の誤りと重要項目の脱落を指摘しつつ、固有領土論への疑問を述べておいた。併せて私は、研究会の在り方として、相手国のことアレコレ批判する前に、まず自らの姿勢を正すことから始めるべきであつて、日

本側の史料、とりわけ関係の深い鳥取藩池田家文書を徹底的に検討して問題を解明することの必要性と重要性について提言したのである。

島根県は、竹島問題を結着させるためには、国際司法裁判所にもちこむことが得策であると考えているようであるが、その是非はともかくとして、そのためにも、日本側の主張を足もとから固めておく必要があると思うが如何。みずからが主張している固有領土論について、必ずしもゆるぎないものは思っていないと見受けられるだけに、日本側の史料を中心とした検討が必要となる。

以下に、報告書の時代区分に従って記してゆくことにしたい。

## 一 古代から近世へ

そのために私は、伯耆藩は因幡藩から鳥取藩に改めること、鬱陵島や竹島を拝領したなどといっているが、それは大谷家が勝手にいっているだけで公式文書には出てこないこと、封建社会ではたとえ絶海の孤島であっても、町人が土地を領有するということはありえないこと、一六一八年に発給した幕府の奉書に連署している四人のうち、二人は老中ではないこと、したがって一六一八年発給説は間違っていること、その奉書には渡海免許とは記してあるが、竹島拝領などとは記していないことに加えて、一六六一年の松島拝領・渡海免許という史料は存在しないこと、などについて指摘したことがある(『世界』一〇〇五年六月号)。

そのためもあってか、報告書はさきの「竹島年表」に比べて大幅な修正が行われている。「竹島年表」での記述(外務省のホームページも同じであるが)が間違っていたというのであれば、正直に誤りを認めるべきではないか。何もいわぬいで、「一六〇〇年代初め、江戸幕府が大谷、村川両家に限つて渡海を許可」とだけ記し、年表では「一六一八年に幕府が両家に渡海を許可」としながら、カッコ書きで「一六二五年の説も」と記している。このことからすれば「鬱陵島拝領」「竹島拝領」は捨てたものの、一六一八年の奉書発給には未だ固執していることがわかる。

幕府が出した奉書に署名している四名のうち、二名は老中

ではないのであるから、一六一八年という説は成立しない。

四名全員が老中になるのは一六二三年であるから、その年以降でなければならぬ。一六一五年というのは池内敏氏の説である（『鳥取地域史研究』第1号、一九九九年）。竹島渡海免許の奉書には五月十六日とあるだけで年号は記していない。

しかし大谷家によって「元和四年（一六一八）」と伝承され、文書のなかにも記されていることから、広く流布され通説になったものと思われる。一六一八年にこだわるのであるなら、いつからそうなったかを明らかにする必要がある。

一六六一年の「竹島拝領」は完全に否定したのか、本文年表ともに出てこない。ここで竹島とは現竹島のことである。當時は松島である。私はこのことについて、前掲論文では、このはじめよりは、外務省の川上健三の推定によるもので、大谷家文書から松島渡海の例をいくつかあげて「寛文元年（一六六一）の松島渡海」というのは、大谷、村川両家が幕府の正式承認の下に同島におもむくようになった年を意味しているようにも考えられる」と述べたことによる。しかしそれは川上も認めているように、「幕府の内意を得て」というものであり、正式承認などではなかったのである。

以上のように、報告書の限りでいえば、幕府の渡海許可をもらって、米子町人の大谷、村川両家が鬱陵島に渡海して漁をしたというだけの話で、それでもって日本固有領土の例証

とするわけにはゆかないであろう。しかも渡海に幕府の許可があつたとしても、七十年後に起る竹島一件の結果として、竹島すなわち鬱陵島は朝鮮領であることが確認され、日本人の渡海が禁止される島になるのである。当然に、米子町人の竹島渡海でもって、竹島、松島を日本固有の領土とする認識は否定されるのであつた。

ところで、報告書の「古代から近世へ」の中心は安龍福になつてゐる。近世江戸期の日朝関係史は、安龍福をキーワードにして展開されたといわんばかりである。

たしかに、韓国側にとっては、安龍福は于山島（独島）を初めて確認した人物として重要であるかもしれないが、日本側にしてみれば、一六九六年（元禄九）の竹島渡海禁止後に鳥取藩に来日してきた朝鮮人という以上の意味はもたないのである。

ただし鳥取藩にとっては、一六九六年六月四日に伯耆国赤崎灘に着岸して以来、八月六日に湖山池を出て加露から出港して帰帆してゆくまでの2か月間にわたって、安龍福一行十人を外交使節団と誤認して対応させられた外交案件であつたということでは、詳細に解説される必要がある。

幸い、伯耆に来る前に隠岐に寄港している。そのさいの取調記録が海士町の村上家で発見された。安龍福は朝鮮八道の

図を提示して、竹島、松島が江原道に属するとした。この文書は、日本語ができる安龍福が隠岐の役人に取調べられた時に語った内容を記録しているという意味で重要である。これまでの安龍福関係史料は、抗議來藩した鳥取藩で記録されたものと、帰国後に捕えられて備辺司で行われた取調べでの供述記録などあるが、いずれもが一方的な記録であり、客觀性ということからすれば問題を内包している。

また、鳥取藩池田家文書も貴重である。これまで限られた範囲での部分利用であった。加えて、もっぱら利用されていたのは、報告書が記している『竹島考』や『竹島渡海由来記抜書控』のような、事件から一〇〇年以上も後になつてまとめられた二次史料が中心である。当然に編者の主観的立場での記述が行われているのである。例えば、大谷家文書のなかで幕府の渡海免許交付の年を一六一八年と決めてかかつていることなどは好例である。同時期に記録された一次史料があるならば、それに拠るべきであることはいうまでもない。

一六九三年（元禄六）にはじまる「竹島一件」にしても、朝鮮側に抗議して外交接渉にもちこんだのは、江戸幕府の意を体した対馬藩であった。そうである以上、交渉過程における朝鮮王朝内部での政権交代をもちだすのではなく、日本側からの説明が重要となる。もともと竹島一件なるものは、安龍福の送還を機に、朝鮮人の竹島への出漁禁止を日本側が求

めたことからはじまつたのである。それが三年の交渉の結果、反対に日本人の竹島渡海を禁止することで終つたのであるから、何故そうなつたかを明らかにすべきであろう。

また、幕府に渡海禁止を決断させたのは、対馬藩からの申し出もあつたが、決定的であったのは幕府の質問に対する鳥取藩の一六九五年（元禄八）十二月の回答である。

幕府は「因州伯州え付候竹島は、いつの此より両国附属候哉」と質問している。これでみると幕府は竹島を因伯附属の鳥取藩領とばかり思っていたことがわかる。しかし鳥取藩は「竹島は因幡伯耆附屬にては無御座候」と回答した。また「竹島の外両國へ附屬の島有之候哉」という質問に対しても、「竹島松島其外両國之附屬の島無御座候事」と答え、松島を竹島の附属としてワンセットでとらえ、それ以外の島はないといつてている。

このことについて報告書では、「同藩に属さないと考えられてゐたにしても、日本領との認識がなかつたとはいはず、まして朝鮮領とする証明にはならない」と記す。前述の鳥取藩の回答書が、竹島松島が因伯附屬ではないといった背後に、日本領であるにもかかわらずという鳥取藩の認識を見出すことはできないというべきであろう。ここでは朝鮮領かどうかは問題外のことである。

竹島とともに松島についても、ワンセットのかたちで併せ

て因幡伯耆に附属する領地でないと回答したことは、日本のものではないということであり、そのため竹島一件の結果として、朝鮮領であると確認されることになるのであった。

## 二 近世から近代へ

外務省のホームページもそうであるが、一年前に島根県がつくった「竹島年表」も、一八七七年（明治十）の太政官で決定された「竹島外一島本邦関係無之」という重大な事項を欠落させていた。このことは、自分に都合の悪いことは隠しているといって、かねてより批判されていた問題であった。しかし今回の報告書では掲載された。

前述した一六九五年の鳥取藩から幕府への回答、そして一八七七年の太政官決定は、ともに竹島と松島を日本領ではないとしたことから、日本政府そして島根県が主張している竹島の日本固有領土論を否定したことになる。

それにもかかわらず、一九〇五年（明治三十八）のリヤンコ島日本領土編入は、閣議で「竹島を領有する意思の再確認」を決定したのだという。それならば、いつ、誰が、何をもって、当初の日本領としての確認をしたのかが問われることになる。領有意思の再確認説をとる研究会として明らかにすべき問題である。

その竹島の命名も、内務省から島根県へ、それから島根県から隠岐島司に依頼した結果であるが、名づけ親の隠岐島司は、竹島・松島にかかる過去の歴史を完全に無視して、海図が鬱陵島を松島と記しており、竹島といっているのは「誤稱」であるとして、新島は松島に対する竹島とするがよいと回答した。これに対して隠岐島守でも島根県守でも、誰一人として異論を申し出る者もなく決まったというのは、「誤稱」であることを表明するエピソードであり、固有領土というには余りにもかけ離れた話である。

そしてもっとも重要なことは、中井としては、リヤンコ島を韓国領であるとばかりに信じて、韓国政府に貸下請願するつもりで上京したということである。中井だけではなく、この当時、海軍水路部も鬱陵島とリヤンコ島は韓国領であると認識して、『朝鮮水路誌』に記載して、『日本水路誌』には記していなかった。申請書を提出した内務省地方局でも、「韓

鳥取県出身で隠岐の西郷町に居住していた中井養三郎が、一九〇四年（明治三十七）九月二十九日に「りやんこ島領土編入並ニ貸下願」の申請書を提出してから、翌一九〇五年一月二十八日に閣議で決定するまでには多くの問題がある。それについてキチンと説明して県民を納得させるべきだと思うものであるが、報告書はそれをしないで、領土編入の五年号を中心とした記述をする。

韓国の勅令が関係するなどは、県民は誰も知らない。何しろ報告書があげている竹島関係書籍の奥原碧雲『竹島及鬱陵島』も、田村清三郎『島根県竹島の新研究』にしても、両書ともに何らの言及もしていないのであるから、竹島の問題となるように関係をもつのかなどわからないのである。だから勅令にある石島が独島ではないかという説明など、如何にも唐突といわなければならぬのである。

竹島の領土編入は、第一に、他国が占領したと認められる形跡がないことを確認し、第二に、中井の会社が同島に小屋を構えていたことから、「占領の事実」があるとして、「無主地先占」の国際法の理論でもって、合法的に行つたという。だがしかし、無主地というのであれば、政府がいう固有領土論とは矛盾する。固有領土というものは、昔からずっと日本の領地であったとするものであるから、無主の地ではなかつてはならないはずである。それは言及しないままされる問題ではない。

いうまでもなく、申請した当時は日露戦争のさなかである。日本海は、ロシアのウラジオ艦隊やバルチック艦隊との海戦が想定されていた海域であり、リヤンコ島がもつ軍略上での役割は注目されていた。

だからこそ、中井の申請を好機と考えた海軍省の肝付兼行水路部長は、リヤンコ島の所属については確乎とした証拠があるわけではないが、リヤンコ島は日本の方が朝鮮よりも近いのであるからといって、これを全く無所属の島であると断定した。中井は、「肝付將軍斷定ニ頼リテ本島ノ全ク無所属ナルコトヲ確カメタリ」と記している。さらに肝付水路部長は、中井が前年からリヤンコ島でアシカ漁をはじめたことをもって、リヤンコ島に「移住」して、「同島經營に從事セルモノアル以上ハ」として、「無主地先占」の理論を使って領土に編入することを提案した。

外務省の山座円次郎政務局長からも、「時局アレバコソ其

領土編入へ急務トスルナリ」とけしかけられ、外交上では何ら問題はなく、韓國領ではないかと疑われている島を領有化することは、諸外国に日本は韓國を併呑する野心があるのでないかという疑念をもたせることになるのではないかとする内務省の心配は無用であるという発言をもらっている。この時山座局長は、リヤンコ島に望樓を設けて海底電線で結べば「敵艦監視上極メテ屈竟ナラズヤ」とまで述べているのである。すでに鬱陵島には2か所の望樓が建設され、韓国本土の日本海軍淀泊地の竹辺洞との間の海底電信線も、九月二十五日には完成したところである。その後の九月二十九日に中井の申請が出されたのであるから、軍部が色めきたったのも当然といえる。日本海軍は、鬱陵島での望樓建設工事に関連して、リヤンコ島の軍事的利用の調査をしており、その利用価値に注目していた（堀和生『朝鮮史研究会論文集』第24号）。

中井を海軍の肝付水路部長に紹介したのは、農商務省の牧朴眞水産局長であった。牧局長に会うことができたのは、水産局に隠岐出身の藤田勘太郎がいたからである。藤田とともに牧局長に面会した中井は、リヤンコ島でのアシカ漁の話をしたところ、牧はリヤンコ島は必ずしも韓國領ではないのではないかと疑惑を述べて、海軍水路部でリヤンコ島の所属を確認させたのである。前述したように、リヤンコ島は『日本

水路誌』ではなく、『朝鮮水路誌』に掲載してあるとの報告を受けたはずであるが、肝付水路部長は全く無所属の島であると断定した。

牧水産局長は、一八九八年（明治三十一）以来、その職に在り、遠洋漁業の奨励に尽力し、一九〇二年（明治三十五）には朝鮮水産組合を設立するなどして、日本漁民の朝鮮海出漁を積極的に推進してきた。中井の申請書を見て、「本島（リヤンコ島）ハ本邦ヨリ隠岐列島及ビ鬱陵島ヲ経テ、朝鮮江原咸鏡地方ニ往復スル船舶ノ航路ニ當レリ、……今日駿々乎トシテ盛運ニ向ヒツツアル処ノ本邦江原咸鏡地方ニ對スル漁業貿易ヲ裨益スル所少カラズシテ、本島經營ノ前途最モ必要ニ被存候……」と朝鮮東海岸への進出を考えていること、まさに我が意を得たりと思つたに相違なく、中井の行動を応援する背景になったといえる。

こうして中井の「りやんこ島領土編入並ニ貸下願」は、内務・外務・農商務の三大臣に宛て提出されることになった。なお「占領ノ事實」とされたのは、中井がリヤンコ島に小屋を建てて漁獵をしたことをいつている。報告書は「中井の漁業会社が同島に小屋を構えていること」と記しているが、閣議決定文では「明治三十六年以来中井養三郎ナル者該島ニ移住シ漁業ニ從事セルコトハ関係書類ニ依リ明ナル所」となっている。

て管内に公示させた。島根県告示第40号である。また地元の『山陰新聞』は、二月二十四日付でそのことを報じている。

しかし日本政府は、この決定を官報に記載して広く内外に公示する措置はとらなかつた。このことについて外務省のホームページは、「外國政府に通告することは国際法上の義務ではない」とわざわざコメントしているが、政府部内にすら韓國領ではないかという疑惑があつたものを、韓國政府に照会することとも、通告することさえしなかつたことを、「国際法の義務ではない」といつてすませることができるだろうか。当時日本は、韓國の首都漢城を軍事的に掌握しており、仮に通告したとしても、それに韓國側が異議を申し立てることができよう状況ではなく、韓國政府のことなど頭から無視していたからのことといつてよい。

このため韓國側が、日本によるリヤンコ島の領土編入について知ったのは、一九〇六年（明治三十九）三月になつてからで、それも偶然の機会からである。

それは、三月二十八日に竹島を視察した帰途、風波を避け鬱陵島に寄港した島根県の神西由太郎第三部長一行が、郡守沈興澤を訪問した時に、リヤンコ島の領土編入を告げたことからである。

それを聞いた郡守は、日本の官人一行が来庁して「本邦所管の独島」が日本の領地になつたと聞かされ驚いていると、さらに、領土編入にあたつての問題として、諸外国への通告をしなかつたなどの公示方法がある。

日本政府は、一九〇五年（明治三十八）一月二十八日の閣議で領土編入を決定した後、二月二十二日に島根県に指示し

江原道觀察使に宛て翌日すぐに報告している。さらに江原道からの報告書にもとづいて中央政府の首相である議政府參政大臣の指令もまた、独島が日本領土になったということは全く根拠のないことと記している。このことは、韓国ではリヤンコ島を鬱陵郡に属させて独島と公稱していることを、中央政府も地方の道庁、郡庁でも明確に認識していたことを明らかにしている。

以上のことなどから、リヤンコ島の日本領土編入については、「暴力及び強欲により略取した」（カイロ宣言）領地にはないかどうかについて、十二分に検討してみる必要がある課題といえる。

### 三 近代から現代へ

一九五二年（昭和二十七）四月二十八日に発効した対日平和条約の領土條項には、竹島についての記述がない。したがって、領土問題の最終決定は、平和条約によるのが國際法の原則であるといつても、何らの記述がないために、竹島（独島、リアンクール岩）については、日韓両国でそれぞれ異なる解釈をする。

報告書は、竹島については何らの記述がないから、日本領になつたという立場である。外務省のホームページでは、日

本固有の領土である竹島は明白な日本の領土であるということがらか、手段の言及はしていない。ただし竹島を日本の領土から除外した連合軍總司令部党書第677号、日本漁船の操業区域をマッカーサラインの外側においていた第1033号は、ともに領土帰属の最終的決定に関するものでないことを記している。

だがしかし、かつて外務省條約局にあって五十年前の竹島論争の先頭に立っていた川上健三は、一九六六年（昭和四十）刊行の著書の「あとがき」において、対日平和条約は「極東における秩序の安定を目的」とする方針であったにもかかわらず、領土については「その方針が明確に貫かれているとはいえず」であり、その結果として、竹島は「未解決地域の一つ」になってしまったと述べていた。

そして川上は、「連合国の大義と良識に期待」しながら、日本政府の主張を実現して、竹島の問題を解決したいという願望を述べるのであった。この年は日韓基本条約が成立した時である。竹島問題をタナ上げした上での結着であったから、川上としても「未解決地域の一つ」といったものと思われる。次いで研究会にも招かれていた国立国会図書館の塚本孝も、一九八三年（昭和五十八）の論文では、「竹島に関する明文規定がなく、そのいのちが正統であるか直接的な証拠を欠く」といつていた（『レファレンス』389号）。しかしその後、

アメリカ国立公文書館で関係史料を調査することを通じて、一九九四年（平成六）には、「平和条約上は竹島が日本の保持する島として確定した」と述べるに至る（『レファレンス』平成六年三月号）。そしてさらに「竹島が本来日本の領土であるとすれば分離されることはなく、関係条文に竹島への言及がないことは、SCAPIN 677の規定との対比において、同島が当然に日本に残されたと解するを相当する」と述べるのである（同上論文）。

塚本がいうように、竹島が日本の固有領土であれば分離されることはないということで、前述した川上らによる固有領土論を実証するための研究が進められ、日本政府の公式見解をつくってゆく。しかし今や固有領土論の破綻が明らかになつてゐることは、本稿で前述した通りである。

SCAPIN 677というものは、連合國總司令部党書第677号のことと、一九四六年（昭和二十一）一月二十九日に発せられた「若干の外部地域の日本からの政治及び行政上の分離に関する總司令部党書」である。そこでは、朝鮮関係でいえば鬱陵島、濟州島とともに、竹島が日本の主権の及ぶ範囲から除外されることになる。さらに同年六月二十二日のSCAPIN 1033「日本の漁業及び捕鯨業の許可区域に関する件」でも、いわゆるマッカーサーラインによって、竹島は日本の海域から除外されることになる。この1033につい

ては、平和条約発効の三日前に廃止されるが、677については特別な措置はなかつた。しかし占領行政の終了とともに、すべてが廃止されると理解すれば、塚本がいうように、日本に残されたと解釈することもできなくはない。

このことについて外務省ホームページでも、「いのちもその文書の中で日本国領土帰属の最終的決定に関するものではないことを明記しており、竹島を日本の領土から除外したものではないことは明白である」と記す。

しかし韓国側では、独島（竹島）についての明示的な規定があるので、SCAPIN 677だけであり、平和条約で日本領に編入すると規定されていない以上は、日本から分離したことには変りはないと反論している。

そのこともあってか、一九四七年（昭和二十二）三月の対日平和条約第一次草案では、竹島は日本が放棄するものとされ、その位置づけは、一九四九年（昭和二十四）十一月の第五次草案まで変わなかつた。それが同年十二月の第六次草案で、竹島は韓国領ではなく、日本領とするように改められたのである。ここでの改変が、どうして行われたのであろうかということが問題である。

きっかけは、總司令部外交局長シーボルトが、アメリカ国务院に對して竹島の再検討を勧告したことからである。そこでは、「この島に対する日本の領土主張は古く、また正当で

# 郷土文見

石見郷土研究懇話会機関誌

ISSN 0289-4483

第七十一号

© 2006年4月1日

## 特報

### 島根県竹島報告書に異議あり

— 竹島の領有権問題 — ..... 内藤 正中 2

### ■■■■■ 研究 ■■■■■

毛利氏の侵攻に備える益田氏の築城	岩崎 健	13
柿本人麻呂研究誌(下)	小林 俊二	28
佐波氏十五代(18)	藤原 畏	38
旧浜田中学における小学校教員養成	藤田 亨	48

### ■■■■■ 民俗 ■■■■■

「民謡」を訪ねて	稗田 秀男	61
志学の地名と志学温泉	和田 孝	68
ガダルカナルの惨	川本 覧	71

### ■■■■■ 町から村から ■■■■■

語り継たい東仙道史の碑 — わが町の碑 —	岡原 良夫	78
あの日、あの時、あの人	下垣 秀典	80
歳を言ひなさんな	岩間 功	83

### ■■■■■ 資料 ■■■■■

邑智郡の式内社	久守 藤男	85
---------	-------	----

### ■■■■■ 文芸 ■■■■■

江の川風土記(5)

— 一 日 中 戦 爭 の 時 代 ② — ..... 森脇 勝弘 97

波濤

— 浜田落城の周辺 — ..... 佐々木徳次 104

### ■■■■■ そ の 他 ■■■■■

入会・投稿案内		77
在庫バックナンバー		77
新刊紹介		67
新入会員		128
お詫び・訂正		128
研究懇話会支部(長)一覧		128
執筆者紹介		129
編集後記		129
—広告インデックス—柏村印刷		84

あるう」と述べた上で、「安全保障上、気象観測上、レーダー局を島に設置する必要がある」と付言していたのである。一九四九年(昭和二十四)九月には、ソ連が原爆保有を発表、つづく十月には中国共産党による中華人民共和国が創建されるなどして、極東地域における米ソ対立の冷戦構造は一挙に激化することになる。そうした情勢のなかでの、アメリカによる竹島の役割についての再検討であった。竹島にレーダー局は設置されなかつたが、一九五〇年(昭和二十五)六月の朝鮮紛争勃発後の七月には、在日米軍の海上爆撃演習場に指定されたのであった。

この間、日本政府のアメリカに対する働きかけが、竹島の日本固有領土であるとする説明で進められる。竹島について、朝鮮の一部であったこともなければ、朝鮮から領土主張がなされたこともないとアメリカが述べているのは、もちろん日本主張の受け売りである。もとより、それを韓国側が了承するはずもない。

問題は、一九四九年(昭和二十四)十一月の第六次草案で、日本が保持する領土に竹島を加える修正が行われたが、それがそのまま平和条約に反映されたわけではないということである。一九五一年(昭和二十六)四月のイギリス案では、経度緯度により線引きをして日本が保持する島を特定する方式がとられ、竹島はその線の外側、すなわち韓国側に位置づけ

られたのである。この案を支持していたニュージーランドは、「主権紛争を残さないようにすることを確保する必要性」を主張していた。しかしアメリカはこれに反対し、日本が主権を放棄する領域だけを擧げることで連合国合意を取りつけ、最終案をまとめたのである。そのためもあってか、竹島については何らの記述もされなかった。

竹島を明確に日本領としようとした日本の要求は認められなかつたのである。一方、平和条約の非調印国である韓国も、獨島(竹島)を韓国領とするようにアメリカに働きかけをしていたが、この韓国の要求も実現しなかつた。アメリカは、日本領と断定しなかつたことで、韓国にも配慮したというわけである。

要するに、対日平和条約に竹島についての言及がないのは、アメリカが竹島(獨島)の領有権について決着させないで、意図的にアイマイにした結果であるといつてよい。外務省の川上健三が「未解決地域の一つ」になつたとする所以である。したがつて、報告書がいうように、国際法の原則が、領土問題は平和条約によるものとしても、平和条約に何らの記述もないものを「竹島が含まれたと読み解くのが適切である」などと、勝手な解釈をするのは如何かと思われる。まさに未解決のままで残されている問題というべきであろう。